

平成 26 年度指定管理者管理運営状況評価 評価結果一覧

施設名	指定管理者	指定期間	総合 評価	評価内容
都営住宅等	東京都住宅供給公社	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日	S	<ul style="list-style-type: none"> ・高額所得者世帯の急増への対策として、高額所得者審査会付議案件に係る総括資料の作成、付議案件のデータベース化、あっせんパンフレットの構成の見直しなど、新たな取組を行っている。 ・指定管理レベル向上の方策の一環として、都営住宅居住者の高齢化の現状、今後の更なる高齢化について推計等を行った上で、高齢化の進展に向けた平成 27 年度以降の公社の取組についてまとめた報告書を作成した。 ・新たに都内 5 自治体との間で、緊急時対応における相互の情報提供を盛り込んだ安否確認に係る協定を締結した。その結果、都営住宅の管理戸数のうち 53.8%の住宅において、区市と連携して対応できる体制を整えた（前年度比 21.7%増）。救出件数も前年度と比べ増加している。 ・財務状況については、R & I の格付で「AA-」という高い評価を取得している。 ・目標値を上回る収納率、収入認定率を達成している。 ・居住者の満足度調査において、職員の窓口対応及び巡回管理人の対応と、管理に対する総合的な満足度について、9割以上から高い評価を得ている。 ・高齢化や災害対応について、都や地域の区市等と連携を取りながら、地域差や団地の事情に応じたきめ細かな対応を図ることが必要である。 ・東京都住宅供給公社は、地方住宅供給公社法に基づき都が設立した団体であり、その公益性、公共性からしても法令遵守が強く求められるところである。公社はこれまで以上に法令遵守の重要性を認識し、公的団体としての責務を自覚した上で指定管理業務に取り組む必要がある。 ・特命継続要件については、都営住宅が、市場を補完するというセーフティネットとしての機能を有し、その位置付けに変更がないこと、東京都住宅供給公社は都の住宅政策の一翼を担う重要なパートナーとしての役割を果たしていること、公社が都との密接な連携の下で柔軟かつ迅速で的確な管理運営を行っていること、事業計画に示された取組について適切に実行し、居住者の高齢化等を踏まえた取組等を行っていることから、特命継続要件について問題がないことを確認した。

※ 評価基準

S : 管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設

A : 管理運営が良好であった施設

B : 管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設